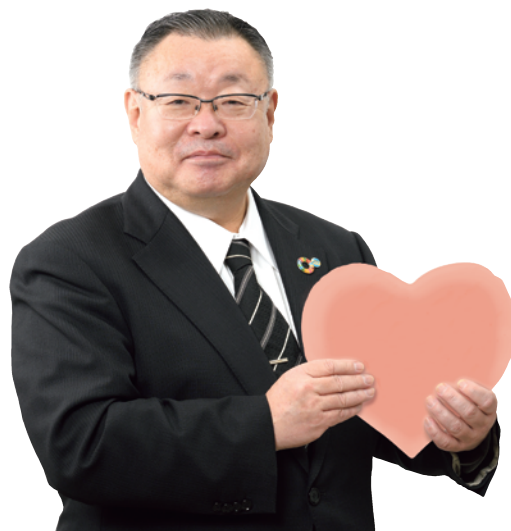


「合理的配慮」って何!?

「障害者差別解消法」が改正され、2024年4月から「合理的配慮」がすべての事業者に義務化された。合理的配慮とは、障がいのある人から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」と意思が伝えられたとき、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことだ。登山時、急斜面などで鎖や梯子などが設置され、登頂を助けることがある。これは登山者への「配慮」で、私のような膝痛の者にとっての駅のエスカレーターやエレベーターが設置されているのと同じである。配慮は、健常者も障がい者も、大人も子どもも、若者や年寄りも



障害者雇用促進法の制定から65年

関係なく、誰もが必要とすることがある。登山は障がい者には難しいと決めつけるのは、合理的配慮をしないことと同じで、差別と言える。

『ヤンキー君と白杖ガール』という漫画をご存じだろうか。顔に傷のあるヤンキー青年ユキオと、弱視の高校生ユキコの恋愛を中心に、障がいなど社会で生きづらさを感じる人々の生き方を描いた作品だ。道路の点字ブロックに座り込むユキオに、ユキコが白杖でやり込める場面が始まりだ。健常者・障がい者のそれぞれの視点から多くの気づきを与えてくれる『ヤンキー君と白杖ガール』を読むことをお勧めする。

2026年7月から「法定雇用率」は2.7%に

障がい者に関する法律は17あるが、所管官庁は内閣府(2)、厚生労働省(11)、総務省(1)、文部科学省(2)、国土交通省(1)と多岐にわたる。また、障がい者雇用や支援に関する法律(4)、障がいの種類に関する法律(4)、障がい者の福祉に関する法律(6)、障がい児の福祉や教育に関する法律(3)と目的に応じて4つに分類できる。最初の法律は、1949年の「身体障害者福祉法」で、生活の質を向上させ、社会経済活動への積極的な参加を促進することが目的だ。第15条に基づき自治体が「身

体障害者手帳」を交付し、支援や福祉サービスの内容を定めている。知的障がい者には、1960年の「知的障害者福祉法」制定後の1973年の厚生事務次官通知を根拠に「療育手帳」が交付される。精神障がい者には「精神障害者保健福祉手帳」が交付されるが、これは1995年制定の「精神保健福祉法」第45条に規定されている。

1960年には「障害者雇用促進法」が制定され、今年65年を迎えた。就労が困難な障がい者に平等な雇用の機会を提供し、安定した職業生活をめざすことを目的に、すべての事業者に対して障がい者の雇用を義務付けている。第43条により、従業員数が一定以上規模の事業主は、「手帳」を所有する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にすることが規定されている。法定雇用率は1987年までは1.5%、その後段階的に引き上げられ、現在は2.5%だが2026年7月からはこれが2.7%となる。

連合本部は、来年7月に向けて1人の増員が必須となることから、採用に向け今年3月、2019年採用時より連携のある東京都立の特別支援学校から実習生を受け入れた。構成組織・地方連合会は、包摂的でインクルーシブな社会の実現に向け、各職場での確認をしてもらいたいと思う。